

不審な電話にご注意ください

◎ 静岡県内で不審な電話があったとの情報がありましたのでご注意ください。

(事例1)

平成27年5月14日(木)午前11時30分ごろ、島田市の被保険者(81歳・女性)宅へ市役所の職員を名乗る男性から、「国保の戻りがあり、4月頃通知を送付しているが届いているか」と電話があった。実際に市役所から別の通知があったため「はい」と答えると「〇〇信用金庫に30,000円振込みます」とのことだった。(実際に〇〇信用金庫の口座を所有)その際に「携帯電話を持っているか」と聞かれたため「持っていない」と答えると「後ほど〇〇信用金庫から電話がいく」とのことであった。電話の内容を不審に思い、市役所に確認の電話をしたことにより本件が発覚した。

市役所に電話を掛けた男性職員はいないことから詐欺である可能性が高いと判断し、生活安心課市民相談係へ上記の不審電話があったことを伝えた。

(事例2)

平成27年5月19日(火)午前11時35分ごろ、沼津市の被保険者(76歳・女性)宅へ市役所の国民健康保険課職員を名乗る者から、「緑色の書類を送ったが届いているか」と電話があり、「届いていない」と答えると電話が切れたとのこと。電話の内容を不審に思い、市役所に確認の電話をしたことにより本件が発覚した。

高額療養費及び保険料還付等の該当もなく、緑色の書類の送付や電話も掛けていないことから詐欺の可能性が高いことを伝え、同じような電話があった場合には取り合わず市役所に電話して確認するよう伝えた。

(事例3)

平成27年5月27日(水)、沼津市の被保険者(80歳・女性)宅へ保険庁の職員を名乗る男性から、「平成20年～23年に遡って還付金が32,890円ある。以前、通知を郵送しているが手続きがなかったので電話をした」とのこと。「本日(5月27日)、〇〇〇のATMの前にモリタという男性がいるのでお昼頃に来るように」と言われた。「なぜお昼なのか」と聞いたところ「お昼で人

が沢山いるから」と言われたので怪しく思い、市役所へ連絡してきたことにより本件が発覚した。

保険料及び医療費についての還付金は発生しておらず、還付金があった場合は原則郵送でのやりとりとなり、金融機関での手続きはできない旨を説明。また、このような電話があった場合は相手にせず、市役所へ問い合わせをするよう伝えた。

(事例4)

平成 27 年 5 月 27 日(水)、沼津市の被保険者(79 歳・女性) 宅へ市役所の国民保険課職員を名乗る男性から、「平成 22 年～23 年の医療費について振込むお金があるので、銀行を教えるように」と電話があった。銀行名を答えてしまったところ、後ろで聞いていた夫が「教えるな」と怒ったことから口座番号を言う前に電話を切った。電話の内容を不審に思い、市役所に確認の電話をしたことにより本件が発覚した。

高額療養費や介護合算等、電話の内容の還付はなく、そのような電話も掛けていないことから振込詐欺の可能性が高いことを伝え、警察に通報するよう伝えた。

- キャッシュカードやクレジットカードの暗証番号をお聞きすることは一切ありません。
- 後期高齢者医療制度として、被保険者のみなさんにATM(現金自動預け払い機)を利用して保険料等の支払いや還付の手続きをお願いするお手続きはありません。
- このような不審な電話がありましたら、一旦電話を切り、お住まいの市町の担当課または広域連合などにご確認ください。

静岡県後期高齢者医療広域連合

TEL 054-270-5520(代表)